



28% 条項の改廃をゆるす旨

全国の保険医とともに  
運動を進めましょう

京都や愛知では、医师会の代議

一、社会保険診療報酬にかかる租税特別措置法の改廃絶対

れでござました。  
事務局では一括して、上記四氏  
宛にそれぞれ送付しました。今后  
も引続々運動を進めてゆかなければ  
なりません。

申し込み先

金天市泉一丁目333  
公文書記

28% 特例の改悪を阻止し

大野幸治

守するとして、12月27日の栗原金理事会で厚生省南策の「審議会から委員を引揚げる事」を決定し、田中厚相に辞任届を出し、更に次第によつては 医師の犠牲で維持されてゐる、夜間、休日診療、学校医、救急医、予防接種を含むあらゆる地域医療サービスを返上するこの方針を打ち出した。

振り返つてみると 昭和26年、政府・自民党・日医との間で合意した四原則や、毎年保険医総辞退時の妥結項目は未だに実現されていません。仮りに特別措置の如きだけが実現することになれば、となつた事を認めた事になつてしまふ。

私達医師は保険診療報酬が適正化され、

ここ20年間の人物費、賃料、託  
神、物価の高騰を考へる時、一本  
これ程保険診療報酬が適正化され  
こぎたでしようか。むしろ医療  
政策が進む一方で、大部会程夫  
婦二人の医療が増え、入院停止、  
手術停止、出産受付停止等が目立  
つてきています。

現在の保険医療制度では、医師  
は自らの技術料を自分で決める二  
とが出来ないのである。大企業は  
勝手に独自価格（薬価にもみられ  
る）を決め、しかも大企業には二  
百種類にも及ぶ保険特例・減免措  
置があります。これには全く改編  
する意志のないことを明らかにし  
ています。

新医保険川石  
28名特別措置の改廃に反対する運動、  
動が、全国的に沸騰ハガキ運動、  
地区選出国会議員及地方議会への  
勅をかけ、各政黨への申し入れ等  
々、精力的に展開されていきます。  
五川県県民医療会準備会で去、

二原短の都に宋済詔源新附の2  
名祖統特別措置法は 昭和29年12  
月、(右社)舊日一幸試賣の試賣

各政黨への申し入れ等  
二種類の都に保険診療報酬の改  
更、精力的に展開されています。  
石川県保険医協会準備会でも、  
全国に呼応し、自民党税制調査会  
会長、革新局長と、県選出の奥田  
敬和衆院大蔵委員、島崎均参院大  
蔵委員への要請ハガキ運動を行  
ました。

新法で成立し、これは保険診療報  
酬が適正化されるまでの暫定措置  
としてとられたものである。それ  
が昭和33年より大蔵省は華ある度  
に28%の特別の廃止率を依成して

要請ハガキは一枚一组で、会員  
東・新南詔著のほか、鹿島、輪  
島、越至の先生方二〇〇名の方々  
に送られました。  
そのうち46%にあたる九二名の  
先生方がさすぐに事務局へ返送さ  
きこし石丁度20年後の昨年末に  
は正に28%の特例は戻前の灯と上  
いえる状況までになり、12月26日  
の自民党税制調査会では、次回珍  
察報酬改訂と同時に特例の改正を  
実施できるよう適切な措置を講ず

## 医療の質的低下をさせざる

大野幸治

日本西院内

医療系団体等の会員もあれば、  
より地域医療サービスを向上する  
この方針を打ち出した。

手術廃止 出産受付禁止等が自立  
つてきています。